



資料 3

5 長 寿 第 5 2 9 号

令 和 5 年 5 月 2 3 日

京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会会長 様

京丹後市長 中 山 泰

京丹後市の健康と福祉のまちづくりについて（諮問）

京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例第2条の規定に基づき、御審議いただきたい下記事項について諮問します。

記

- 1 第9期京丹後市高齢者保健福祉計画の策定について
- 2 第4次京丹後市障害者計画及び第7期京丹後市障害福祉計画の策定について

○ 第 9 期京丹後市高齢者保健福祉計画

高齢化が急速に進む中、高齢者が安心して暮らすために高齢者福祉の充実が求められている。

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」を第 8 期に引き続き一体的に策定するものであり、この計画により高齢者を取り巻く現状を把握・分析し、「人生 100 年時代」を迎える中、高齢者がいくつになっても元気に活躍できるまち「百才活力社会」の推進に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進、高齢者福祉や介護サービス基盤の確保の方向性を示すとともに、介護給付費を見込むことで介護保険料の決定を行うことを目的とし、令和 5 年度中に策定するものである。

介護保険事業計画と一体で策定するため、期間は 3 年間毎に更新することとしている。

○ 第 4 次京丹後市障害者計画及び第 7 期京丹後市障害福祉計画

地域には子どもや大人、高齢者、障害のある人など様々な人が生活している。障害があっても、住み慣れた地域で暮らし、主体性を持って社会、経済、文化、スポーツなどあらゆる活動に参加できる機会が保障される精神的・物理的バリアフリー社会の実現が欠かせない。まさに障害の有無にかかわらず、誰もが個性や能力を豊かに高め合い、多様性を活かし合えるとともに、互いに尊重し合いながら、安心・快適な日常生活及び社会生活を営むことができる真の共生社会が求められている。

本計画は、障害者基本法に基づく「京丹後市障害者計画」及び障害者総合支援法の指針に沿って「障害福祉計画」の見直しを行い、現計画に引き続き令和 5 年度中に次期計画を一体的に策定するものである。

市内の障害のある人の生活実態、サービス事業所の諸課題を把握し、障害者福祉施策の基本理念となる「第 4 次京丹後市障害者計画」を策定し、「障害福祉計画」については、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標及び各年度における必要量等を見込むことで障害福祉サービス等の円滑な実施を確保することを目的とし、令和 6 年度からの 3 年間の計画を策定するものである。